

法人設立等届出書

日中連絡可能な電話番号を記入してください。

受付印 令和〇年〇月〇日 宮城県 〇〇県税事務所 所長 殿	本店等の所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話 ×××(△△△)〇〇〇〇 仙台市青葉区中央〇丁目〇-〇
	フリガナ	ミヤギケンゼイ
	法人名	(株)宮城県税
	法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	フリガナ	ケンゼイ タロウ
	代表者氏名	県税 太郎

宮城県県税条例第50条の規定により下記のとおり届出します。

1 事業開始(設立), 事務所又は事業所の設置

設立登記年月日	年 月 日	資本又は出資金の額	円
グループ通算制度に係る申告期限延長の届出等について(本県に本店等(主たる事務所)がある場合。※1)グループ通算制度適用により申告期限延長がニヶ月となる場合、以下の届出・申請も併せて必要となります。 <input type="checkbox"/> 法人税に係る確定申告書又は通算確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書 <input type="checkbox"/> 申告書の提出期限の延長の承認申請書 ※1 他都道府県に本店等(主たる事務所)がある場合は、本店等が所在する都道府県に届出等を行ってください。			
所在地が有る法人の宮城県内の事務所等	称	所在地	任地
連絡先	〒 電話 ()		
法人税におけるグループ通算制度導入の有無	(有) 無	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話 ××(△△△)〇〇〇〇
		フリガナ	トウキョウトゼイ
		法人名	東京都税(株)
申告期限の延長処分の有無	事業税(有・無)	日 県民税(有)	月

通算親法人の所在地・法人名等を記入してください。

2 異動

異動事項	異動前	異動後
1. 所在地 2. 組織・商号 3. 資本又は出資金額 4. 代表者 5. 支店等の廃止 6. 連絡先の変更 7. その他(グループ通算の開始等)	決算期 12月決算	決算期 3月決算
グループ通算制度適用により、決算期が変更になった場合は、この欄に変更前後の決算期を記入してください。		
異動の日 令和〇年〇月〇日	※本店等の所在地を変更した場合、旧本店等は、事務所・事業所として(存続・廃止)する。	

3 解散, 清算終了又は合併等

解散・清算終了	清算人	住所
		フリガナ
		氏名
関与税理士		氏名

控の返送を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

■添付書類

(1) 新たにグループ通算制度を開始したとき

- ア 通算親法人の場合→「連結納税の承認の申請書(初葉)」
通算子法人の場合→「連結納税の承認の申請書(初葉)」及び「同(次葉)」(税務署に提出したものの写し)
- イ グループ一覧

(2) 通算グループに後から加入したとき

- ア 「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(初葉)」
- イ 「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(次葉)」
(アとイは税務署に提出したものの写し)

*課税庁使用欄

課	税	番	号

(裏)

記 載 上 の 注 意

- 1 この届出書は、宮城県県税条例第 50 条の規定に基づく届出を行う場合に使用します。
- 2 フリガナ及び電話番号は、必ず記入してください。
- 3 事業を開始（法人を設立）した場合又は宮城県内に事務所（事業所、支店等）を設置し、新たに納税の義務が生じた場合は次の要領で記載し、その事実が発生してから 1 月以内に届出を行ってください。
 - (1) 「本店等の所在地」、「法人名」、「代表者氏名」の各欄のほか、「1 事業開始（設立）、事務所又は事業所の設置」の各欄に必要な事項を記載してください。
 - (2) 「宮城県以外に本店等の所在地がある法人の宮城県内の事務所等」欄は、本店等の所在地が宮城県以外にある法人の場合に、宮城県内の事務所等の名称及び所在地を記載してください。
 - (3) 「連絡先」欄は、「本店等の所在地」欄に記載した場所以外の場所を申告書等の送付先とする場合に、その所在地を記載してください。
 - (4) 「法人税におけるグループ通算制度導入の有無」欄は、有無のいずれかを○で囲んでください。有の場合には、通算親法人の名称及び所在地を記載してください。
 - (5) 「申告期限の延長処分の有無」欄は、宮城県内に事務所又は事業所を設置し、新たに納税の義務が生じた法人が、確定申告書について提出期限の延長の承認を受けている場合に、その延長月数を記載してください。

なお、宮城県に主たる事務所がある法人で、新たに確定申告書の提出期限の延長の承認を必要とする場合は、別に届出及び承認申請が必要になります。

- 4 上記 3 で届出した事項について、異動があつた場合又は解散、清算終了若しくは合併等があつた場合は次の要領で記載し、その事実が発生してから 1 月以内に届出を行ってください。
 - (1) 「本店等の所在地」、「法人名」、「代表者氏名」の各欄のほか、「2 異動」、「3 解散、清算終了又は合併等」の各欄に必要な事項を記載してください。
 - (2) 異動の場合は、「異動事項」欄の該当する項目の番号に○を付し、異動事項及び異動年月日を記入してください。

なお、※の欄は本店等の所在地を変更したときに使用します。
 - (3) 宮城県内に複数の事務所等があり、そのうち 1 つ以上を廃止した場合は、廃止した事務所等と存続する事務所等の所在地と名称を記載してください。
 - (4) 解散又は清算終了の場合は、登記年月日又は清算終了年月日を記載してください。

5 その他

休業中の場合でも、均等割の申告・納付は行わなければなりません。

6 添付する書類一覧

事業開始（設立）、事務所等の設置	①定款、寄附行為、規則又は規約の写し ②登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し	提出部数 1 通
解散又は清算終了	登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は閉鎖事項全部証明書）の写し	
合 併	①存続会社及び解散会社の登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は閉鎖事項全部証明書）の写し ②合併契約書の写し	
そ の 他 の 異 動	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は議事録の写しなど、異動の事実が確認できるもの	

全部改正 [平成 11 年規則 107 号] 一部改正 [平成 15 年規則 29 号・16 年 139 号・18 年 34 号・20 年 68 号・21 年 30 号]